

後見支援預金について

但馬信用金庫

後見支援預金とは・・・

家庭裁判所により選任された後見人が、家庭裁判所の「指示書」によって利用できる普通預金です。

- * ご利用は、神戸家庭裁判所または京都家庭裁判所の「指示書」を交付された方に限ります。
- * 被後見人の預金のうち、日常的に使用するのに必要な金銭は後見人自身が管理し、残額は「後見支援預金」として、家庭裁判所の「指示書」に基づき別口座で管理します。
- * 後見支援預金口座の入出金には、家庭裁判所の「指示書」が必要となり、後見人による被後見人の財産管理の透明化が図れます。

成年後見において、後見人による不正（被後見人の預金使い込み）等が社会問題化しています。現在、一定額の財産を有する被後見人の財産保全について、家庭裁判所は「後見制度支援信託」の利用を薦めていますが、「後見制度支援信託」を利用する場合には、以下の点に留意する必要があります。

- 取扱い金融機関が限定的で支店が居住地の近くにない場合がある。
- 最低信託金額が1,000万円以上のところが多く、数百万円の預金の保全が図れない。

<後見支援預金の特徴>

1. 全ての取引（入出金・解約等）に家庭裁判所の「指示書」が必要になります。
2. 普通預金であり、いくらからでも預入することができます。口座管理手数料はかかりません。
3. 金利は、普通預金の店頭表示金利を適用いたします。
4. キャッシュカードは発行いたしません。
5. ATMのご利用はできません。
6. 家庭裁判所により選任された後見人（弁護士、司法書士等の専門職後見人を含む）が口座開設できます。
7. 給与・年金等の受取口座、各種料金等の自動引落口座としてのご利用はできません。

<後見支援預金のメリット>

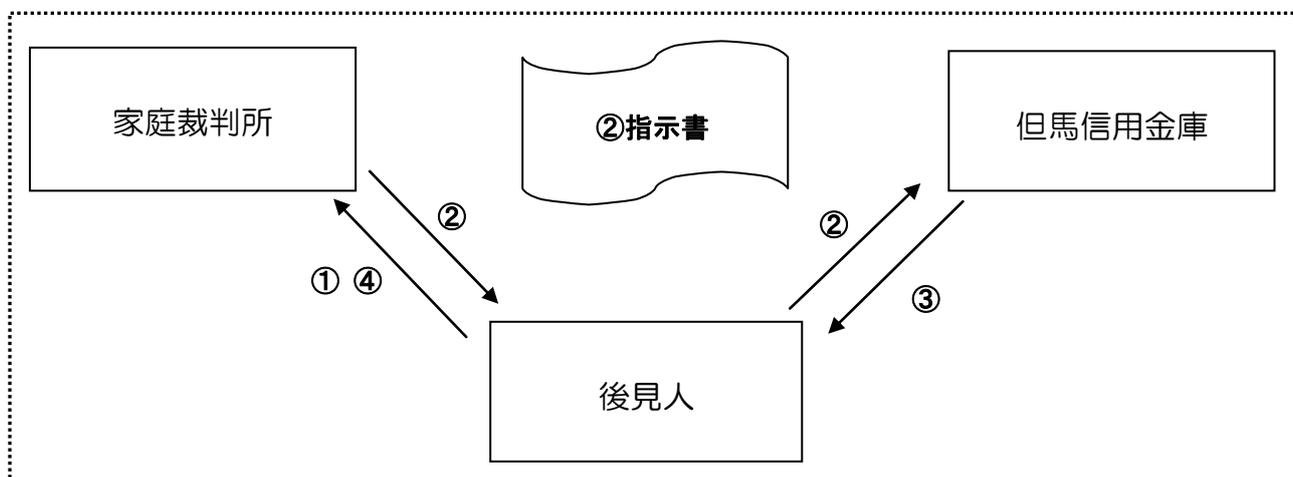
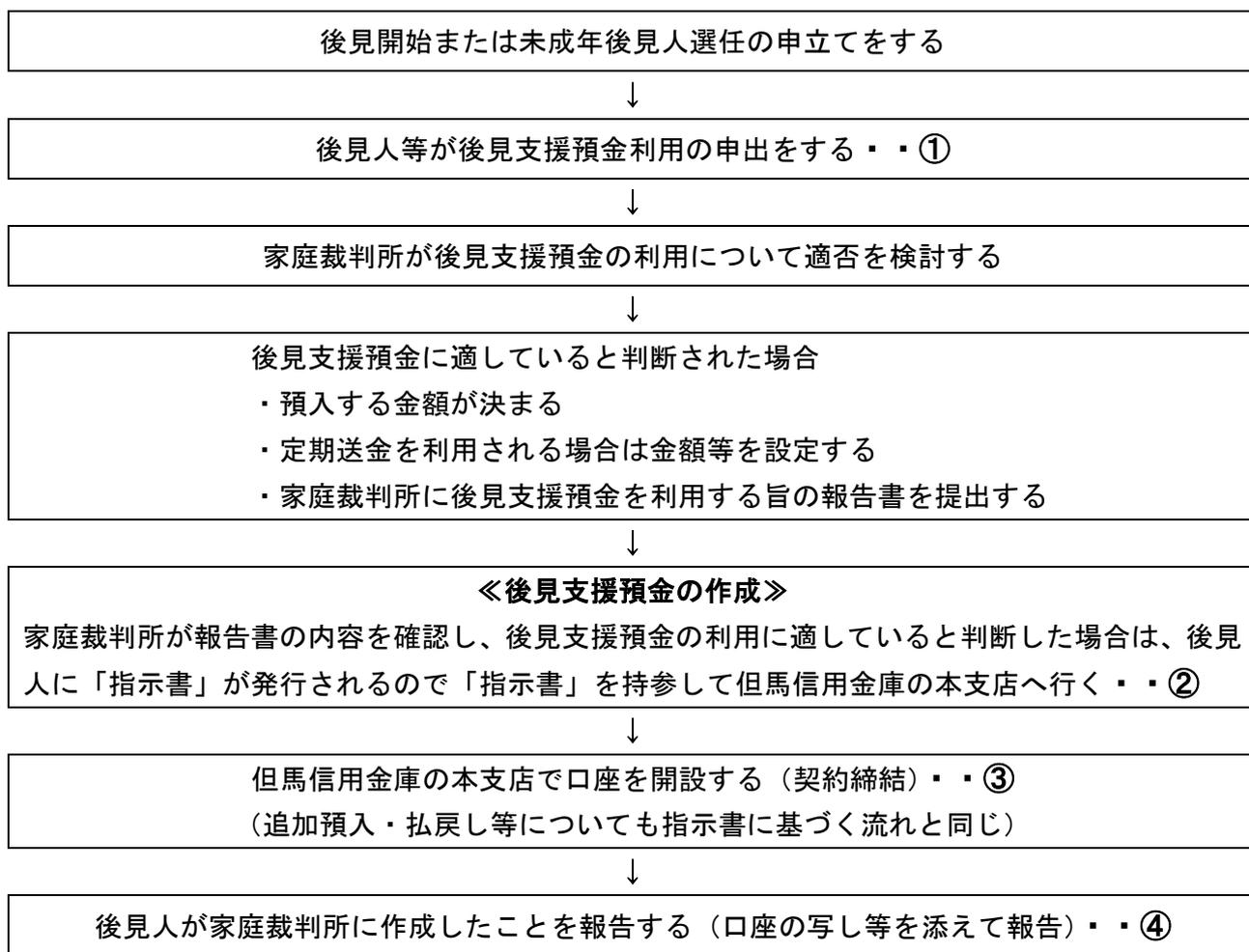
1. ご本人の財産を安全・確実に保護することができます。
2. 後見人は、長期にわたりご本人（被後見人）の財産管理が求められ、財産保護の点で望ましくない状況が生じたり、財産管理をめぐる親族間のトラブルに発展する等の恐れがあります。これらのような後見人のご負担を軽減することができます。
3. 家庭裁判所が関与することで、「公平性」・「透明性」の高い財産管理が可能となり、後見人の財産管理の負担軽減を図ることができます。

* 後見人が管理している他の口座への定期的な自動送金も可能です。

ただし、家庭裁判所の「指示書」が必要です。

* 被後見人名義のほかの預金と合算して1,000万円までの元金と利息が預金保険対象となります。

<後見支援預金 手続きの流れ>



* 後見支援預金「契約締結」時に必要なもの

ご準備していただくもの	・ 神戸家庭裁判所または京都家庭裁判所が交付した「指示書（契約締結）」
	・ 預入金（「指示書（契約締結）」記載の金額）
	・ 後見人の本人確認書類
	・ 登記事項証明書（原本）
ご記入していただく書類	・ お取引に使用される印鑑（届出印）
	・ 新規申込書（兼印鑑届）
	・ 後見支援預金に係る手続申込書

<詳しくは、但馬信用金庫にお問合せください>

（令和2年2月3日現在）